

令和8年度版
おきなわ農林水産物県外出荷促進事業
(北部・離島地域振興) 補助金
実施の手引き

宮古島市
沖縄県農林水産部流通・加工推進課

目 次

1	申請から支給までの手続き	1
2	補助対象事業者について	2
3	補助対象経費について	3
4-1	補助対象品目について	4
4-2	一次加工品について	4
5	輸送重量について	5
6	輸送金額について	5
7	補助単価について	6
8-1	交付申請について	7
8-2	生産振興計画について	7
9	補助金の交付決定について	14
10-1	遂行状況の報告について	14
10-2	添付資料について	14
11	書類のまとめ方について	17
12	事業内容の変更について	17
13	事業の中止等について	17
14	実績報告について	18
15	補助金の支払いについて	20
16	書類の整理・保管について	20

～参考資料～

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(北部・離島地域振興) 補助金 交付要綱

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(北部・離島地域振興) 補助金 実施要領

- ・補助事業者履行義務誓約書
- ・暴力団排除に関する誓約書
- ・共同企業体協定書(様式例)

はじめに

「おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興）補助金」は、北部市町村及び離島市町村が定める地域特産物を域外に出荷する団体等に対し、域外出荷に要する輸送費について、市町村が予算の範囲内で補助金を交付するものです。

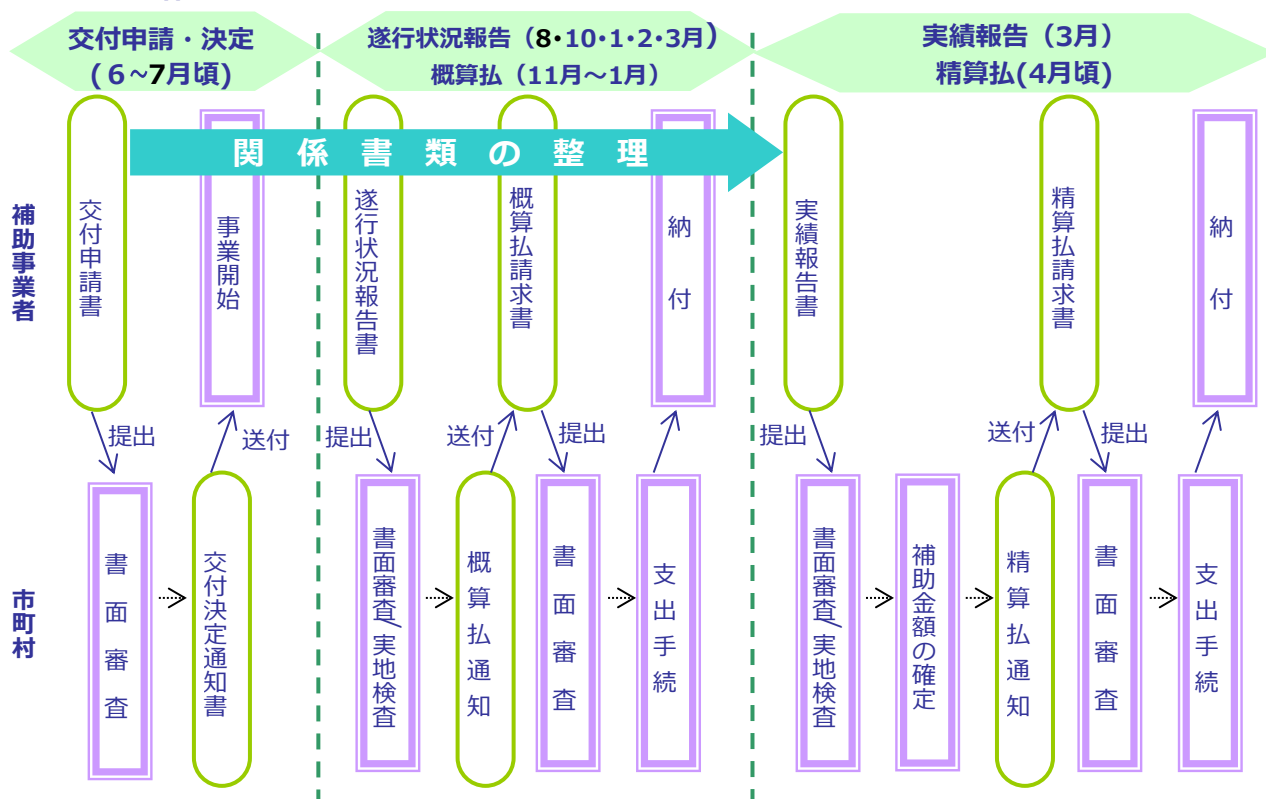
補助事業者は、誠意をもって事業を遂行しなければならないのはもちろんのこと、沖縄農林水産物条件不利性解消事業費補助金交付要綱（以下「国要綱」という。）やおきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興）補助金交付要綱（以下「補助金要綱」という。）、市町村の通知等に従っていただく必要があり、市町村はその指導監督を行うこととなっています。補助事業を行う際は、事前にこの手引きをよく読み、手順に従って事務を進めていただくようお願いいたします。

1 申請から支給までの手続き

補助金の申請から支給までの事務手続は下図のとおりです。

補助事業者においては、日ごろから必要書類等を整理するなど、各手続について事前に準備を行い、各種報告の提出期限を厳守しなければなりません。

<おきなわ農林水産物県外出荷促進事業の標準フロー>



※表記の時期は目安です。

2 補助対象事業者について

本補助金の交付申請できる者は、次に掲げる団体のうち、当該団体又はその構成員が地域特産物の出荷を行い、かつ、市町村内に出荷等の拠点をもつる団体とする。

ア 農業協同組合法に規定する農業協同組合又は農事組合法人

イ 水産業協同組合法に規定する漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は漁業生産組合

ウ 森林組合法に規定する森林組合又は森林組合連合会

エ 中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に規定する組合等

オ 農林漁業者等の組織する団体

(1) 農地法に規定する農地所有適格法人のうち、農地法第6条の報告を行っているもの

(2) 農林漁業を営む者の組織する団体のうち、次の①から⑤の全てを満たすもの

- ① 規約等に代表者、組織及び運営についての定めがあること。
- ② 規約等に構成員が生産した農林水産物を共同出荷する事業についての定めがあること。
- ③ 家計を別にする農林漁業従事者3戸以上が構成員となっていること。
- ④ 構成員のすべてが、直近1年間において確定申告を行っていること。
- ⑤ 農林漁業従事者である構成員の3戸以上が、業種別に以下の要件を満たすこと。ただし、新規就業者においてはこの限りではない。

【農業】

- ・市町村において農地基本台帳に登録されている者
- ・直近1年間における確定申告において、農産物の販売金額が50万円以上である者

【漁業】

- ・沖縄県知事から漁船登録を受けた漁船又は市町村内に地域特産物に係る養殖施設を所有又は使用して事業を行っている者
- ・直近1年間における確定申告において、漁獲物及び収穫物の販売金額が50万円以上である者

【畜産業】

- ・市町村内に地域特産物に係る飼養施設を所有又は使用して事業を行っている者
- ・直近1年間における確定申告において、畜産物の販売金額が50万円以上である者

【林業】

- ・市町村内に地域特産物に係る生産施設を所有又は使用して事業を行っている者
- ・直近1年間における確定申告において、林産物の販売金額が50万円以上である者

カ 知事の認める団体

地域特産物を販売する法人で、市町村内の家計を別にする農林漁業従事者3戸以上と契約し、仕入れを行っているもの。

補助対象者の要件 【(1)～(6)の全て】

- (1) 補助対象事業者名義の口座を保有していること。
- (2) 団体の運営が適切に行われており、管理運営体制が整備され、本事務の円滑な実施に支障を生じるおそれがないこと。
- (3) 経理その他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書、品目別出荷量に関する帳簿等（これらの定めのない団体にあってはこれに準ずるもの）を備えていること。
- (4) 過去に補助金等の不正使用等事案がないこと。
- (5) その他、事業実施上の問題がないこと。
- (6) おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（県外出荷促進）の補助事業者でないこと。

3 補助対象経費について

補助の対象となる経費は、地域特産物を**域外**の卸売市場や小売業等の事業者へ出荷するのに要する輸送費の全部又は一部になります。

ただし、一部、対象外となるものがありますので、注意してください。

※域外とは、離島市町村については、沖縄本島及び県外（北海道、本州、四国及び九州（鹿児島県に属する離島を除く。））をいう。北部市町村については、県外をいう。

<対象外の例>

- ・個人（消費者）への出荷（配送）
- ・試供品等
- ・出荷先へ送料を請求できる場合
- ・輸送費相当分が別で収入がある場合
- ・社内取引（出資関係図に示される完全支配関係があるグループ内企業間の取引）
- ・販売先（商流）が域内企業の場合

例) 宮古島市の場合

宮古島市内の補助事業者が市内の事業者の注文で県外に発送した場合は商流が域内になるため対象外になります。

4-1 補助対象品目について

補助の対象となるのは、別表第1に掲げる県内で生産された農林水産物（水産物については県内で水揚げされたもの）のうち市町村が定める品目及びその一次加工品（地域特産物）になります。市町村が定めたもの以外は補助対象外になりますので、該当市町村へ確認をお願いします。

別表第1（第2条第1項第4号関係）

区分	対象区分	品目例
野菜	青果物	さやいんげん、ゴーヤー、レタス、スイートコーン、ばれいしょ、さといも、オクラ、かぼちゃ、とうがん、すいか、メロン、ニンジン、ピーマン、島らっきょう、トマト、ミニトマト、きゅうり、キャベツ、モロヘイヤ、バジル、野菜パパイヤ、えだまめ、その他の野菜類
果樹		マンゴー、パパイヤ、中晩柑類（タンカン等）、パッションフルーツ、シークワーサー、パインアップル、アセローラ、びわ、アテモヤ、スターフルーツ、ドラゴンフルーツ、温州みかん、その他の果樹類
その他の農産物等		かんしょ（※1）、薬用作物類、ハーブ類、その他の地域特産作物リュウキュウマツ等県産材、特用林産物（きのこ類等）
花き	花き	輪ぎく、小ぎく、スプレーギク、洋ラン、トルゴギキョウ、ストレリチア、ヘリコニア、レッドジンジャー、ソリダコ、切り葉、観葉鉢物、球根切り花類、その他の花き類
畜産物	畜産物	牛肉類（※2）、豚肉類、鶏肉類、その他の畜産物
水産物	鮮魚等	エビ類（クルマエビ）、スギ、ハタ類（ヤイトハタ）、海ぶどう（クビレズタ）、アーサ（ヒトエグサ）、マグロ類、カジキ類、イカ類（ソデイカ）、カツオ類、その他の沖縄県内で水揚げされるモズク以外の水産物
	モズク	モズク

上記の県産農林水産物は、主たる品目を例示するものである。また、単に切断した物や冷凍・解凍した物は、この要綱で定める県産農林水産物に含まれるものとする。ただし、次の掲げるものは適用を除外するものとする。

- 1 サトウキビ
- 2 食品表示法で定める加工品
- 3 次に掲げる注記事項（※）は、この限りでない。
 - (1) 「かんしょ」については、植物防疫法施行規則に基づき処理されたものを対象とする。
 - (2) 「牛肉類」については、個体認識番号が確認できる12月齢以上の肉用牛で、かつ60日以内に食肉として処理されることが確認できる場合には、牛肉類として取り扱うものとする。

4-2 一次加工品について

一次加工品とは、市町村が定めた県産農林水産物を当該市町村内で加工（塩蔵除く）し、飲食料品の原料又は材料として販売するものをいいます。

【一次加工品の例】

紅芋ペースト・かぼちゃペースト・パインアップル果汁など

5 輸送重量について

出荷品目ごとの輸送重量が、kg単位で確認できなければなりません。

【例】「●箱」、「●ケース」、「コンテナ●個」→×

請求書に記載のない場合は、確認できる書類を添付してください。

【留意事項】

- (1) 宅配便を利用する場合は、運送会社の請求書に加えて、出荷先・出荷品目・出荷重量が確認出来る書類（相手先への納付書、請求書等）を提出してください。
- (2) 水産物（鮮魚等）において、保存のために氷を詰めて空輸している場合、氷の重量も含めて輸送費用に含まれているのであれば、運送業者の請求書で確認できるものは補助対象とします。
- (3) 花きにおいて、品目毎の出荷重量の把握が困難な場合、出荷団体等の出荷データや標準重量等を参考に出荷重量の算定ができるものとします。

6 輸送金額について

出荷品目ごとの輸送金額が、税抜で確認できなければなりません。請求書に税込み額のみ記載されている場合は、**輸送金額（税込）÷1.1 ※小数点以下切り捨て** で税抜額を算出し、余白に記載してください。

請求書に記載のない場合は、確認書類を添付してください。

輸送費を確認できる請求書資料について、運送事業許可を受けた運送事業者からの請求書に限りますので、ご注意ください。

参考 ～請求書に記載のある輸送金額に含めて計上できるもの～

航空・船舶 ともに○	運賃 料 中継料	発地料金 配達料	着地料金 チルド料金	(輸送) 手数
船舶のみ○	燃料調整金	コンテナリース料	荷役料	保管料

※コンテナリース料は、出荷のみ計上できます。

※請求書内に記載されている代引き手数料は含まれません。

7 補助単価について

補助単価は、以下(1)(2)のうち、**低い方が補助単価**となります。

- (1) **年間輸送金額(税抜) ÷ 年間域外出荷量(輸送重量)**
= 年平均輸送単価(実費単価) ※小数点以下切り捨て
- (2) 交付要綱に規定されている**基準額**

離島から沖縄本島を経由して出荷する場合は「離島→沖縄本島」、「沖縄本島→県外」のそれぞれ個別の算定が必要です。

※沖縄本島を経由する場合は、請求書が離島から沖縄本島までの請求書と沖縄本島から県外までの請求書が分かれている場合をいいます。

発地	着地	輸送方法	対象区分	基準額(円/Kg)	発地	着地	輸送方法	対象区分	基準額(円/Kg)	
沖縄本島	県外	航空	青果物	50	南大東島	県外	航空	全区分	—	
			花き	64			船舶	全区分	—	
			畜産物	91			沖繩本島 (經由に限る)	航空	全区分	154
			鮮魚等	77				船舶	全区分	7
			モズク	80			多良間島	県外	航空	全区分
		青果物	17	船舶	全区分	—				
		船舶	花き	27	沖繩本島 (經由に限る)	航空		全区分	—	
			畜産物	13		船舶		全区分	36	
			鮮魚等	18	石垣周辺 離島	県外		航空	全区分	106
			モズク	8			船舶	全区分	—	
宮古島	県外		航空	全区分		98	沖繩本島 (經由に限る)	航空	全区分	71
		船舶	全区分	28	船舶	全区分		—		
	沖繩本島	航空	全区分	73	与那国島	県外	航空	全区分	195	
		船舶	全区分	17			船舶	全区分	—	
石垣島	県外	航空	全区分	109	沖繩本島 (經由に限る)	航空	全区分	171		
		船舶	全区分	26		船舶	全区分	—		
	沖繩本島 (經由に限る)	航空	全区分	77	沖縄本島 周辺離島	県外	航空	全区分	113	
		船舶	全区分	25			船舶	全区分	14	
久米島	県外	航空	全区分	196	沖繩本島 (經由に限る)	船舶	全区分	11		
		船舶	全区分	20						
	沖繩本島 (經由に限る)	航空	全区分	119						
		船舶	全区分	13						

備考 この表に定める発地又は着地の適用地域は以下のとおりとする。

- (1) 沖縄本島周辺離島 伊平屋島、伊是名島、伊江島、津堅島、粟国島、渡名喜島、渡嘉敷島及び座間味村に属する離島、久高島
(2) 石垣周辺離島 竹富町に属する離島
(3) 「—」は、第4-1-(1)-ア又は第4-1-(2)-アに基づく額

【補助単価算定例】 宮古島から本島經由して県外出荷する場合

- ① 出荷重量 バナナ100kg (航空) 輸送金額(税抜) 宮古島→本島(經由) ¥10,000
 $¥10,000 \div 100\text{kg} = \text{実費単価 } ¥100/\text{kg} \dots \text{基準額が補助単価となります}$
実費単価 ¥100/kg > **基準額(宮古島-本島 航空) ¥73/kg**
- ② 出荷重量 バナナ100kg (船舶) 輸送金額(税抜) 本島→県外 ¥1,500
 $¥1,500 \div 100\text{kg} = \text{実費単価 } ¥15/\text{kg} \dots \text{実費単価が補助単価となります}$
実費単価 ¥15/kg < 基準額(本島-県外 船舶) ¥17/kg

8-1 交付申請について

補助金の交付を申請する者は、交付申請書（第3号様式）及び生産出荷計画を作成し、期日までに提出する必要があります。

交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければなりません。なお、提出後、内容の確認や追加書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。

【添付資料】

- (1) 履歴事項全部証明書（所得税法に基づく個人事業者であるときは、この限りでない。）
- (2) 直近の税務申告書（受理が確認されるもの）及びその附属書類として次に掲げるもの
 - ・ 法人の場合：法人事業概況説明書等の写し及び出資関係図※2
 - ・ 個人の場合：第一表及び事業所得の申告に附属する収支内訳書の写し
- (3) 補助事業者履行義務誓約書
- (4) 暴力団排除に関する誓約書
- (5) 「才 農林漁業者等の組織する団体」「力 知事が認める団体」に該当する団体は、以下を追加で添付。
 - 才(1)に該当する団体 ⇒ 農地所有適格法人報告書（写）
 - 才(2)に該当する団体 ⇒ 協定書※3、別紙1、構成員全員の上記(1)～(4)。
 - 力に該当する団体 ⇒ 契約農家関係(契約書、別紙1、耕作証明又はそれに代わるもの)
出荷組合法人の場合は、定款・組員名簿
- (6) 一次加工品を販売する団体は、当該市町村内で地域特産物を加工することを証明する書類を添付。

※2 内国法人との間に完全支配関係がある法人のみ提出。

※3 協定書に ①代表者・組織及び運営についての定めがあること

②構成員が生産した農林水産物の共同出荷を目的とすることの定めがあること。

③作成日/施行日・適用日の記載があること。

8-2 生産出荷計画について

農林水産物の生産出荷に係る計画（生産出荷計画）を作成し提出する必要があります。地域特産物を域外へ出荷する際の輸送コストの負担軽減を図ることで、地域特産物の生産及び出荷拡大を促進し、地域の農林水産業の活性化と事業者の自立的な経営活動の確立を目指します。

「2 補助対象事業者」の区分と「8-1 交付申請」提出資料の対応表

	7ページ 「8-1 交付申請について」 における提出資料	要領別記 様式第3号様式 交付 申請書	要領別記 様式第2号 生産出荷 計画	(1) 履歴事項 全部証明書 ※1	(2) 直近の 税務申告書 (受理が確認 されるもの)	「いずれか一方」		(3) 別紙様式 第1号 補助事業者 履行義務 誓約書	(4) 別紙様式 第2号 暴力団排除 に関する 誓約書	(5) オ「農林漁業者等の組織する団体」 カ「その他、知事が認める団体」			(6)
						法人の場合 ・法人事業概 況説明書等 (写し) ・出資関係図 ※2	個人の場合 ・第一表 ・事業所得の 申告に附属す る収支内訳書 (写し)			農地所有 適格法人 報告書 (写し)	農地所有 適格法人 報告書 (写し)	契約農家 ・契約書 ・別紙(要領別 記第3号様式) ・耕作証明 又はそれに 代わるもの	
ア	農業協同組合 農事組合法人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
イ	漁業協同組合 漁業協同組合連合会 漁業生産組合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ウ	森林組合 森林組合連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エ	中小企業等共同組合法 及び 中小企業団体の組織に関する法律 に規定する組合等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
オ	農地法に規定する農地所有適格法人のうち、農地法第 (1) 6条の報告を行っているもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
カ	2ページの①～⑤の全てを満たすもの。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ク	地域特産物を販売する法人で、市町村内の家計を別に (1) する農林漁業従事者3戸以上と契約し、仕入れを行って いるもの。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ケ	市町村が地域の実情にかんがみ、公益的な見地から特 (2) 別の配慮が必要と認め知事が同意した者。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 所得税法に基づく個人事業者であるときは、この限りでない。

※2 内国法人との間に完全支配関係がある法人のみ提出。

※3 協定書に

- ①代表者・組織及び運営についての定めがあること
- ②構成員が生産した農林水産物の共同出荷を目的とすることの定めがあること。
- ③作成日/施行日・適用日の記載があること。

記入例（交付申請書）

要領別記第3号様式

令和●●年●●月●●日

市町村 殿

団体名 ●●●組合
所在地 ●●●
代表者名 ●●●●●

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興） 補助金交付申請書

令和●●年度において、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興）補助金実施要領の規定に基づき申請します。

記

- 1 事業計画 別添のとおり
- 2 交付を受けようとする補助金の額 金 83,010 円（内訳は別添）
- 3 添付書類

記入例

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興）

事業計画書

1 申請者の概要

（ふりがな） 名称	●●組合	組織形態はセルの項目から選択
所在地	〒●●●●●●●● 沖縄県●●	
代表者名	●●●●	電話番号 ●●●●●●●●
構成員数	●人	組織形態 オ-2 構成員3

基本的に
4月1日～3月31日

2 事業実施期間 令和●●年4月1日 ～ 令和●●年3月31日

指定品目の該当する
対象区分ごとに作成

3 交付申請内訳

交付申請対象区分		青果物				
輸送区間	輸送方法	対象区分	輸送重量	基準額	小計	
発地	着地					
沖縄本島	県外	航空	610 kg	50 円/kg	30,500 円	
		船舶	kg	17 円/kg	円	
宮古島	県外	航空	430 kg	98 円/kg	42,140 円	
		船舶	kg	円/kg	円	
	沖縄本島	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	610 kg	17 円/kg	10,370 円	
石垣島	県外	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
	沖縄本島	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
久米島	県外	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
	沖縄本島	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
南大東島又は北大東島	県外	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
	沖縄本島	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
多良間島	県外	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
	沖縄本島	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
石垣島周辺離島	県外	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
	沖縄本島	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
与那国島	県外	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
	沖縄本島	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
沖縄本島周辺離島	県外	航空	kg	円/kg	円	
		船舶	kg	円/kg	円	
合計					83,010 円	

交付要綱
別表「基準額」
から引用

「合計」欄
「4 交付申請明細(今年度出荷計画)」
の申請額と同じ

記入例（生産出荷計画）・農林水産物

令和●年度生産出荷計画（要領別記様式第2号）

1. 申請事業者 基本情報

(1) 団体名	
(2) 代表者名	
(3) 組織形態	ホ-2 構成員3戸以上の任意団体

4. 評価項目

項目	計画	実績	達成率
出荷総量	1,700		
生産総量	1,700		

※農林水産物（一次加工品除く）

2. 出荷計画明細（農林水産物）

個別品目	着地	月別出荷重量(kg)												計②	《参考》 販売単価 (円)	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
パイナップル	県外		800												800	500
パイナップル	域内			200											200	250
マンゴー	県外				500										500	1,500
イチゴ	域内	100	100											200	200	1,000
合計		100	900	200	500										1,700	

補助対象外（一般消費者向け等）も含めた全ての出荷重量を記載

販売先に対応して着地（県外、本島、域内）を選択

3-1 生産計画明細（農林水産物）

個別品目	年間 生産量 (kg)	月別生産計画(kg)												《参考》 前年度年 間生産量 (kg)		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
パイナップル	1000		800	200												1,000
マンゴー	500				500											1,000
イチゴ	200	100	100													0
合計	1,700	100	900	200	500											2,000

生産及び出荷を計画している全ての品目毎（指定品目以外も含む）に作成

記入例（生産出荷計画）・一次加工品

令和●年度生産出荷計画（要領別記様式第2号）

1 申請事業者 基本情報

(1) 団体名	
(2) 代表者名	
(3) 組織形態	カ 地域特産物を販売する法人

4 評価項目

項目	計画	実績	達成率
出荷総量	1,300		
仕入総量	2,000		

※一次加工品のみ

2 出荷計画明細（一次加工品）

個別品目	着地	月別出荷重量(kg)												計②	《参考》 販売単価 (円)		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
ハイン	県外		400													400	
ハイン	城内			100												100	
マンゴー	県外															400	
イチゴ	城内	200	200													400	
合計		200	600	100												1,300	

補助対象外（一般消費者向け等）も含めた全ての出荷重量を記載

販売先に対応して着地（県外、本島、域内）を選択

3-1 生産計画明細（一次加工品）

個別品目	原材料仕入量 ①	歩留率 ②	年間生産量 ①×② (kg)	月別生産計画(kg)												《参考》 前年度年 間生産量 (kg)	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
ハイン	1,000	0.50	500		400	100											700
マンゴー	500	0.80	400				400										400
イチゴ	500		400														0
合計	2,000		1,300	200	600	100	400										1,100

生産及び出荷を計画している全ての品目毎（指定品目以外も含む）に作成

歩留率は、年間生産量/原材料仕入量で算出しても構いません。
* 数値は小数第3位以下切り捨て

9 補助金の交付決定について

補助事業者から提出された交付申請書について、内容が適切と認められたものに対し、市町村から右図のような交付決定通知書を送付します。

交付申請書を始めとして、市町村への関係書類・及び補助事業者が提出する書類は、全て5年間保管しておく必要があります

沖縄県指令農第●号
交付決定番号

例

那覇市 ●●
●●組合
組合長 ●●

令和7年●月●日付けで申請のあった令和●年度おきなわ農林水産物県外出荷促進事業(県外出荷促進)補助金については、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)第4条第1項及びおきなわ農林水産物県外出荷促進事業(県外出荷促進)補助金交付要綱第8条の規定により、次の条件を付して、●●円を交付します。

令和●年●月●日
交付決定年月日

交付決定額

例) 県通知の場合
各市町村で文言は異なります。

10-1 遂行状況の報告について

補助事業者は、四半期ごと(第4四半期は各月の提出)の事業の遂行状況について、市町村が定める日までに報告を行わなければなりません。

提出すべき書類は次のとおりです。

- 1 遂行状況報告書(第7号様式)
- 2 遂行状況明細書、遂行状況明細書附属書類
- 3 添付書類(輸送費の請求書※写し等)

※輸送費を確認できる請求書資料については、運送事業許可を受けた運送事業者からの請求書に限ります。

10-2 添付資料について

補助金算定の根拠として、1)出荷日、2)出荷品目、3)出荷先、4)輸送方法、5)輸送重量、6)輸送金額が記載された請求書等を報告書に添付してください。

請求書等で1)～6)が確認できない場合は、確認できる資料(仕切書、発注書等)を追加で添付してください。

なお、市町村には書類のコピーを提出することとし、書類の原本は補助事業者において整理・保管を行わなければなりません。

市町村長 殿

記入例

交付決定：
直近の
交付決定番号

交付決定
団体名
所在地
代表者名

市町村指令第●●号—■
●●共同企業体
●●市●●1-1-1
●●●●●●

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業遂行状況報告書
（北部・離島地域振興）

令和●年●月●日付け交付決定を受けたおきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興）について同事業補助金実施要領の規定に基づき遂行状況を次のとおり報告します。

報告分の月を記載

記
おきなわ農林水産物県外出荷促進事業遂行状況報告書（令和●年7月～令和●年9月）

申請する地域特産物に該当する対象区分ごとに作成

交付申請対象区分	青果物	輸送重量	補助単価	小計	
発地	着地				
沖縄本島	県外	船舶	3,000 kg	50 円/kg	150,000 円
宮古島	県外	航空	18,000 kg	98 円/kg	1,764,000 円
		船舶			
	沖縄本島	航空	10,000 kg	73 円/kg	730,000 円
		船舶	3,000 kg	17 円/kg	51,000 円
石垣島	県外	航空			
		船舶			
	沖縄本島	航空			
久米島	県外	航空			
		船舶			
	沖縄本島	航空			
南大東島又は北大東島	県外	航空			
		船舶			
	沖縄本島	航空			
		船舶			
多良間島	県外	航空			
		船舶			
	沖縄本島	航空			
		船舶			
石垣島周辺離島	県外	航空			
		船舶			
	沖縄本島	航空			
		船舶			
与那国島	県外	航空			
		船舶			
	沖縄本島	航空			
沖縄本島周辺離島	県外	航空			
		船舶			
	沖縄本島	船舶			
合計					2,695,000 円

補助単価：
「遂行状況明細書附属書類」の
「1-3 補助単価の算定」で選定された
「補助単価」を記載

遂行状況明細書の
「実績額」合計と一致

遂行状況明細書

個別品目	区分	※周辺離島名	輸送区間		補助	交付申請対象区分					実績額 (円)			
			発地	着地		①	②	単価	4月	5月		6月	7月	
ゴーヤー	野菜	宮古島	県外	航空	98				10,000				10,000	980,000
ゴーヤー	野菜	宮古島	沖縄本島	航空	73				5,000	5,000			10,000	730,000
マンゴー	果樹	宮古島	県外	航空	98			5,000	2,000	1,000			8,000	784,000
マンゴー	果樹	宮古島	県外	船舶	67			3,000					3,000	201,000
合計								18,000	7,000	6,000			31,000	2,695,000

申請する地域特産物に
該当する対象区分ごと
に作成

周辺離島名：
該当する
場合のみ
入力

補助単価：
「遂行状況明細書附属書類」の
「1-3 補助単価の算定」で選定された
「補助単価」を記載

区分：
交付要綱の別表第1
「区分」より

月別の「遂行状況明細書附属書類」のうち
「1 輸送実績 ①補助対象輸送重量 (Kg)」と一致

記入例

遂行状況明細書附属書類						報告区分 2四半期			
1 輸送実績		輸送方法	航空	対象区分	青果物	9 月分			
※発送日	個別品目	輸送事業者	※周辺離島名	発地	着地	①補助対象輸送重量(Kg)	②補助対象外輸送重量(Kg)	③補助対象輸送費(円)	④補助対象外輸送費(円)
9/4	ゴーヤー	〇〇運送		宮古島	沖縄本島	2,000		250,000	
9/5	ゴーヤー	〇〇運送	周辺離島： 該当する 場合のみ 入力	宮古島	沖縄本島	1,000	800	100,000	50,000
9/6	ゴーヤー	〇〇運送		宮古島	沖縄本島	1,000	800	100,000	50,000
9/7	ゴーヤー	〇〇運送		宮古島	沖縄本島	1,000		150,000	
	マンゴー	(株)□□		宮古島	県外	500	800	100,000	50,000
	マンゴー	(株)□□		宮古島	県外	500		100,000	
	対象外	(株)□□		宮古島	県内		800		
航空 小計						6,000	3,200	800,000	200,000

発送日：
記載する欄が多くなるようであれば
発送日別の記載は省略しても構いません。
日を省略する場合、請求書等のうち
どの部分が対象外であるか、
コメントや見え消しを入れる等
わかるようにしてください。

輸送重量は
小数点以下切り捨て

報告区分：
「1 四半期」
「2 四半期」
「3 四半期」
「1 月分」
「2 月分」

「遂行状況明細書附属書類」は対象区分、輸送方法、月別に作成してください
補助対象外輸送重量、輸送費も記載してください（輸送事業者別でまとめて
記載）。
補助対象外分は品名は省略してください。

1-2 報告区分毎まとめ輸送方法【航空】 四半期毎の合計を記載してください

※周辺離島名	発地	着地	⑤補助対象輸送重量(Kg)	⑥補助対象輸送費(円)	報告区分
	宮古島	県外	3,000	600,000	1 四半期
	宮古島	沖縄本島	300	30,000	1 四半期
	宮古島	沖縄本島	500	2,000	1 四半期
	宮古島	沖縄本島	5,000	600,000	2 四半期
	宮古島	県外	1,000	200,000	2 四半期
航空 小計					

「1-2 報告区分毎まとめ」
「1-3 補助単価の算定」

補助単価算定のため
四半期毎の合計を記載してください

4, 5月、7, 8月、10, 11月分の附属書類では
空欄で構いません。

「発地」
「着地」を記載すると
実単価が計算されます

補助単価は個別品目別ではなく
「対象区分」「発地・着地」別で
算出します

1-3 補助単価の算定 輸送方法【航空】

※周辺離島名	発地	着地	⑤補助対象輸送重量(Kg)	⑥補助対象輸送費(円)	実単価 ⑥/⑤	基準額	補助単価
	宮古島	県外	4,000	800,000	200	98	98
	宮古島	沖縄本島	5,800	632,000	108	73	73
			0	0			0
			0	0			0
			0	0			0
			0	0			0
			0	0			0
			0	0			0
			0	0			0

周辺離島は島別で補助単価を算出

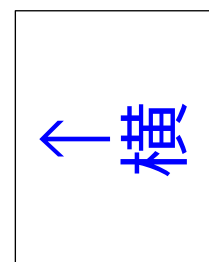
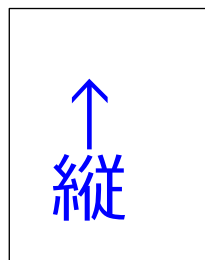
基準額：
交付要綱の別表第2「基準額」
から引用

補助単価：
「実単価」と「基準額」のうち
金額が低い方が選定されます

11 書類のまとめ方について

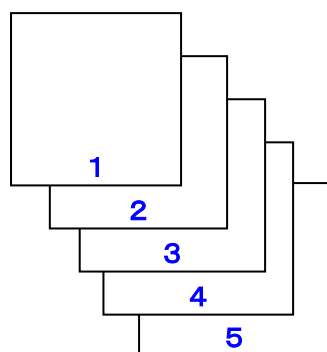
報告書や添付書類のサイズは、全てA4に統一してまとめ、保管してください。

また、用紙の向きは右図のとおりとします。



※資料のまとめ方

【例】



- 1 遂行状況報告書/実績報告書
- 2 生産出荷計画（計画/実績）
- 3 遂行状況明細書、附属書類
- 4 請求書（写）
- 5 請求書だけで確認できない内容の補足資料等

12 事業内容の変更について

補助事業を遂行する中で、実績額が交付決定額より **増える** 見込みがある場合、又は交付決定額に比べ **2割以上減る** 見込みがある場合は、交付決定額の変更手続きを行わなければなりません。

手続きを行う期間については、市町村から補助事業者あて通知しますので、定められた期日までに計画変更承認申請書（第5号様式）を市町村に提出しなければなりません。

13 事業の中止等について

交付決定の内容又は条件に不服がある場合は、交付決定通知を受けた日から20日以内に交付申請取下書（第4号様式）を市町村に提出しなければなりません。

また、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、遅滞なく中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を市町村に提出しなければなりません。

14 実績報告について

補助事業が完了した場合は、実績報告書（第8号様式）を市町村に提出しなければなりません。提出すべき書類は以下のとおりです。

- 1 実績報告書（第8号様式）
- 2 生産出荷計画（実績記載）
- 3 市町村に未報告分の実績に係る確認書類（3月分の遂行状況報告書含む）

年度の途中で事業が完了した場合は、30日以内の実績報告書を提出してください。
 年度末まで事業を行う場合の提出期限については、市町村から補助事業者へ通知します。定められた期日を厳守しなければ補助金の支払いを受けることができません。

※書類の記載方法、添付書類等については遂行状況報告と同様

様式

要領別記第8号様式 令和●年●月●日

市町村長 殿

交付決定 市町村指令●●号-■■
 団体名 ●●共同企業体
 所在地 ●●市●●1-1-1
 代表者名 ●● ●●

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興）
 補助金実績報告書

令和●年●月●日付け市町村指令第●●号で交付決定の通知を受けたおきなわ農林水産物県外出荷促進事業（北部・離島地域振興）補助金について、同事業補助金実施要領の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の実施期間 令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日

2 事業の実績 別紙のとおり

3 交付決定の額及びその実績額
 (1) 交付決定額 ●●●●●●●● 円
 (2) 実績額 ●●●●●●●● 円
 (3) 差引 ●●●●●●●● 円

4 添付書類

別紙1（第8号様式関係）
 1 令和●年度 事業実績

交付申請対象区分	輸送区間		対象区分	輸送重量	補助単価	小計	
	発地	着地					輸送方法
沖縄本島	県外	航空	全区分	kg	円/kg	円	
		船舶		kg	円/kg	円	
宮古島	県外	航空		kg	円/kg	円	
		船舶		kg	円/kg	円	
石垣島	県外	航空	全区分	kg	円/kg	円	
		船舶		kg	円/kg	円	
久米島	県外	航空		全区分	kg	円/kg	円
		船舶			kg	円/kg	円
南大東島又は北大東島	県外	航空	全区分		kg	円/kg	円
		船舶			kg	円/kg	円
多良間島	県外	航空		全区分	kg	円/kg	円
		船舶			kg	円/kg	円
石垣島周辺離島	県外	航空	全区分		kg	円/kg	円
		船舶			kg	円/kg	円
与那国島	県外	航空		全区分	kg	円/kg	円
		船舶			kg	円/kg	円
沖縄本島周辺離島	県外	航空	全区分		kg	円/kg	円
		船舶			kg	円/kg	円
合 計						円	

15 補助金の支払いについて

補助事業者は、事業が完了して実績報告を提出し、市町村から補助額の確定通知があった場合に、補助金 **全額** の支払いを受けることができます。 【事業完了後】

ただし、遂行状況報告で市町村による確認が済んだ実績分については、補助事業者が希望する場合は概算払いにより補助金の **一部** の支払いを受けることができますので、市町村にご確認ください。

なお、概算払い時の補助単価は、遂行状況報告で確認が済んだ実績累計分から算出した値を使用します。

支払手続については、市町村から補助事業者に通知しますので、定められた期日までに精算払請求書（第10号様式）又は概算払請求書（第9号様式）を提出してください。

16 書類の整理・保管について

市町村から支払いを受けた補助金については、他の経費と明確に区分して経理の状況を明らかにするとともに、関係書類については全て、事業完了日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければなりません。

また、事業遂行中及び完了後においても、実地検査により市町村が内容確認を行う場合があります。補助事業者は、日頃から書類一式の整理・保管を徹底し、市町村からの内容確認に対応できるように準備しなければなりません。

～保管すべき書類～

- 市町村からの通知
- 市町村に提出した申請書、報告書の写し
- 市町村に提出した報告書等の添付書類原本
- 補助事業に係る輸送費の確認書類原本
 - ※輸送費に係る請求書、領収書、送り状、仕切書、発注書等
 - ※出荷先からの売買仕切り書、発注書、受領書等
- 出荷品目が地域特産物であることがわかる書類（生産・仕入関係書類）
- 補助金の収支（補助金の分配・使途含む）について記載した帳簿等